

第 37 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成 30 年 10 月 1 日（月）午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

2 場所 市役所本庁舎 地下 1 階 第 11 共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、松本委員、角松委員、濱田委員、矢倉委員

(2) 大阪市職員

谷川市民局長、田丸市民局理事、山本市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 継続案件の調査審議

(2) 第 35 回・第 36 回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

議題（1）継続案件の調査審議

○継続案件のうち 4 件について、調査審議を行った。

○4 件のうち 2 件について、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平 2 8 - 7」について、次のとおり、条例第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチに該当するので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

- ・当該表現活動は、条例第 5 条第 1 項第 2 号アに該当するので、その余について検討するまでもなく、条例第 5 条第 1 項第 2 号に該当する。
- ・当該表現活動は、条例第 2 条第 1 項第 1 号ア及びイのいずれにも該当し、同項第 2 号ア及びイのいずれにも該当するとともに、同項第 3 号に該当する。
- ・なお、まとめ記事投稿者が投稿した記事に対して不特定のものが記載したコメントについて、表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが条例上求められていることを考慮し、各コメント自体についてそれぞれのヘイトスピーチ該当性の調査審議を行わないこととした。
- ・ただし、条例第 2 条第 1 項第 2 号の該当性の調査審議に当たっては、まとめ記事自体の表現のみをもって、同項で定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷や相当数の者に脅威を感じさせるものであるとにわかには判断し難い面もあったため、まとめ記事とコメントとの関係やコメントによる本件まとめ記事への影響について検討したところ、まとめ記事によってその趣旨や内容に沿ったコメントを誘引していると客観的に認められ、かつ、コメントによってその趣旨や内容が顕在化ないし増幅されているため同号に該当すると認定した。

○案件番号「平28-8」について、次のとおり、条例第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

- ・当該表現活動は、条例第5条第1項第2号アに該当するので、その余について検討するまでもなく、条例第5条第1項第2号に該当する。
- ・当該表現活動は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当し、同項第2号ア及びイのいずれにも該当するとともに、同項第3号に該当する。
- ・なお、まとめ記事投稿者が投稿した記事に対して不特定のもので記載したコメントについて、表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが条例上求められていることを考慮し、各コメント自体についてそれぞれのヘイトスピーチ該当性の調査審議を行わないこととした。

議題（2）第35回・第36回会議要旨の確認

○第35回・第36回の会議要旨を確定した。

以上